資料１－２

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案の概要について

令和２年６月10日

安全衛生部化学物質対策課

建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会

1　検討会の目的

建築物の解体・改修等におけるばく露防止対策に関して、現在の技術的知見等も踏まえ検討を行い、その結果を取りまとめ、石綿ばく露防止対策等の充実に資することとする。

2　検討方法

検討会の下に、技術的事項について検討する「ワーキンググループ」、工作物について検討する「工作物に関するワーキンググループ」、船舶について検討する「船舶に関するワーキンググループ」を設置し、建築物、工作物及び船舶の解体・改修の作業に係る労働者の石綿ばく露防止対策について検討。

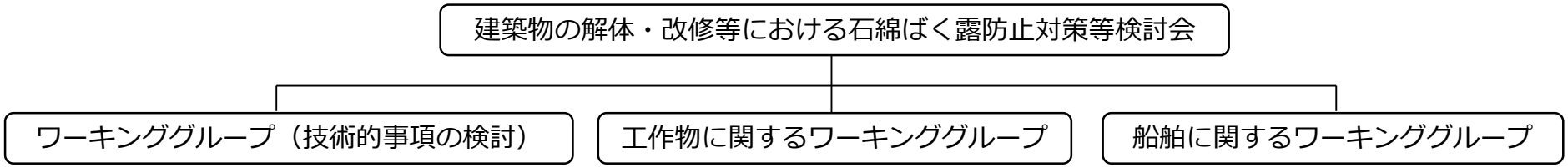

3　検討会の参集者・開催状況　※○は座長、五十音順

	出野　政雄	（公社）全国解体工事業団体連合会　専務理事
	漆原　肇	日本労働組合総連合会　労働法制局長
	笠井　賢一	（一社）全国建設業協会　環境専門特別委員
	古賀　純子	芝浦工業大学建築学科教授
	田久　悟	全国建設労働組合総連合　労働対策部長
○	豊澤　康男	前（独法）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長
	中村　憲司	（独法）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所主任研究員
	本多　敦郎	（一社）日本建設業連合会　安全委員会安全対策部会長
	村井　孝嗣	（一社）住宅生産団体連合会　環境委員会委員、積水ハウス株式会社環境推進部課長
	本橋　健司	（一社）建築研究振興協会会長
	本山　謙治	建設業労働災害防止協会　技術管理部長

（開催状況）
第１回　平成30年７月９日
第２回　平成30年12月５日
第３回　令和元年７月30日
第４回　令和元年10月９日
第５回　令和元年12月３日
第６回　令和２年２月17日
第７回　令和２年４月６日
第８回　令和２年４月14日（書面開催）
報告書公表　令和２年４月14日

４　各ワーキンググループの参集者・開催状況　※○は座長、五十音順

（ワーキンググループ）

浅見　琢也　（一社）ＪＡＴＩ協会　技術参与
出野　政雄　（公社）全国解体工事業団体連合会　専務理事
笠井　賢一　（一社）全国建設業協会　環境専門特別委員
亀元　宏宣　（一社）日本環境測定分析協会　アスベスト分析法委員会委員
古賀　純子　芝浦工業大学建築学科教授
小島　政章　建設業労働災害防止協会　セーフティエキスパート
小西　淑人　（一社）日本繊維状物質研究協会　専務理事
島田　啓三　建設廃棄物協同組合　理事長
外山　尚紀　（公社）日本作業環境測定協会　石綿分析技術評価事業検討委員会委員
　／ 特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター
○豊澤　康男　前（独法）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長
中村　憲司　（独法）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所主任研究員
姫野賢一郎　（一社）建築物石綿含有建材調査者協会　理事
村井　孝嗣　（一社）住宅生産団体連合会　環境委員会委員、積水ハウス(株)環境推進部課長
本山　幸嘉　（一社）日本アスベスト調査診断協会　理事長
米谷　秀子　（一社）日本建設業連合会　環境委員会建築副産物部会長

（開催状況）
第１回　平成30年７月31日
第２回　平成30年12月５日
第３回　平成31年１月８日
第４回　平成31年２月19日
第５回　令和元年６月４日

（工作物に関するワーキンググループ）

出野　政雄　（公社）全国解体工事業団体連合会　専務理事
漆原　肇　日本労働組合総連合会　労働法制局長
笠井　賢一　（一社）全国建設業協会　環境専門特別委員
川口　正人　（一社）日本建設業連合会
佐原　薫　日本メンテナンス工業会　事務局長
○豊澤　康男　前（独法）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長

（開催状況）
第１回　令和２年２月３日
第２回　令和２年２月20日
第３回　令和２年３月３日

（船舶に関するワーキンググループ）

菅　晃　ジャパンマリンユナイテッド株式会社企画管理本部　安全衛生環境部長
小西　淑人　（一社）日本繊維状物質研究協会　専務理事
関元　貫至　（一社）日本中小型造船工業会　常務理事
○豊澤　康男　前（独法）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長
野口　隆信　日本基幹産業労働組合連合会　中央執行委員
野口　雅史　（一社）日本造船協力事業者団体連合会　常務理事
林　昇　株式会社ＩＭＣマリンサービス事業本部　技監

（開催状況）
第１回　令和２年１月31日
第２回　令和２年２月17日
第３回　令和２年３月３日

建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書において提言された石綿障害予防規則等の改正のポイント

現行

レベル１
石綿含有吹付け材

レベル２
石綿含有保温材、
耐火被覆材、断熱材

レベル３
スレート、Pタイル、
けい酸カルシウム板1種等
その他石綿含有建材

- 計画届 ※十四日前
- 作業届 ※工事開始前

- 事前調査
- 作業計画
- 掲示
- 湿潤な状態にする
- マスク等着用
- 作業主任者の選任
- 作業者に対する特別教育
- 健康診断

- 負圧隔離
- 集じん・排気装置の初回時点検
- 作業開始前の負圧点検
- 等

改正案　※下線部分が改正内容

レベル１
石綿含有吹付け材

レベル２
石綿含有保温材、
耐火被覆材、断熱材

レベル３
スレート、Pタイル等
その他石綿含有建材

- 事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事※1が対象）
- 計画届（レベル２も計画届）※十四日前

- 事前調査
  ※調査方法を明確化
- 資格者による調査
- 調査結果の３年保存、現場への備え付け
- 作業計画
- 作業状況等の写真等による記録・３年保存
- 掲示
- 湿潤な状態にする
- マスク等着用
- 作業主任者の選任
- 作業者に対する特別教育
- 健康診断

- 負圧隔離
- 集じん・排気装置の初回時、変更時点検
- 作業開始前、中断時の負圧点検
- 隔離解除前の取り残し確認
- 等

- けい酸カルシウム板1種※2（破砕時）
- 仕上げ塗材（電動工具での除去時）

- 隔離
  ※負圧は不要

※１ 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
※２ 石綿含有けい酸カルシウム板１種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル１・２ほどの飛散性はないが他のレベル３より飛散性が高い

石綿障害予防規則等の主な改正内容

1　解体・改修工事開始前の調査

- 事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
- 石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設
- 事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、３年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

2　解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）
- 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

3　負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

- 隔離･漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん･排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

4　隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

- けい酸カルシウム板１種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
- 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）

5　その他の作業に係る措置の強化

- 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）

6　作業の記録

- 40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

7　発注者による配慮

- 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

1　解体・改修工事開始前の調査

事前調査の方法の明確化

■ 建築物・工作物・船舶の解体・改修の作業を行うときに義務づけられている石綿含有の有無の調査（事前調査）について、**全ての材料について、設計図書等の文書を確認するとともに、目視により確認しなければならない**こととする。

※設計図書等の文書がない場合は、この限りでないこととする。

※構造上目視が困難な場合は、目視が可能となったときに、事前調査を行わなければならないこととする。

■ 対象物が以下のいずれかに該当する場合は、以下の方法によることで差し支えないこととする。

対象物	調査方法
過去に行った定期点検や定期修理等の記録などですでに改正後の石綿則で求める事前調査に相当する事前調査が行われている建築物・工作物・船舶	当該相当する調査の結果の記録を確認
シップリサイクル法に基づく有害物質一覧表確認証書（又は相当する証書）の交付を受けている船舶	有害物質一覧表を確認
平成18年９月１日以降に着工した建築物・工作物・船舶（日本国内で着工したものに限る）又は同日以降に輸入された船舶	当該着工日等を設計図書等で確認
平成18年９月１日以降に着工された工作物又は潜水艦であって、平成18年９月１日以降も製造・使用等の禁止が猶予されていたガスケット又はグランドパッキンが、禁止日以降に設置されたもの	当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等で確認

分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用

■ 事前調査を行ったにもかかわらず、石綿等の使用の有無が明らかにならなかった場合は、分析による調査を行うことが義務となっているが、**石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法令に基づく措置を講じれば、分析による調査は行わなくてもよいとする規定について、吹付け材についても適用する**こととする。

事前調査を行う者の要件の新設

■ **<u>建築物の事前調査は、適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない</u>**こととする。

＜参考（告示事項）＞

厚生労働大臣が定める者は以下のとおりとする。

(1) 建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）※建築物石綿含有建材調査者講習登録規程
登録規程※に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

［一般建築物石綿含有建材調査者講習の内容と講習時間］
①建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識①（１時間）※労働安全衛生法その他関係法令、石綿関連疾患等
②建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識②（１時間）※大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスクコミュニケーション等
③石綿含有建材の建築図面調査（４時間）
④現地調査の実際と留意点（４時間）
⑤建築物石綿含有建材調査報告書の作成（１時間）

(2) 一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部
上記(1)の者及び登録規程※に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

［一戸建て等石綿含有建材調査者講習の内容と講習時間］
①建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識①（１時間）
②建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識②（１時間）
③戸建て住宅及び共同住宅の専有部分における石綿含有建材の調査（１時間）
④現地調査の実際と留意点（３時間）
⑤建築物石綿含有建材調査報告書の作成（１時間）

分析調査を行う者の要件の新設

■ **分析調査は、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない**こととする。

＜参考（告示事項）＞

厚生労働大臣が定める者は、以下の①から③までに関する所定の学科講習及び分析の実施方法に関する所定の実技講習を受講し、修了考査に合格した者又は同等以上の知識及び技能を有すると認められる者とする。
①分析の意義及び関係法令（0.75時間）
②鉱物及び石綿含有材料等に関する基礎知識（３時間）
③分析方法の原理と分析機器の取扱方法（３時間）

事前調査及び分析調査の結果の記録等

■ **事前調査又は分析調査を行ったときは、以下の事項の記録を作成し、写しを作業場に備え付けるとともに、調査を終了した日から３年間保存**しなければならないこととする。

・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要
・調査終了日、調査対象の建築物等の着工日等、調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
・事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
・事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）
・事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料は、その判断の根拠
・目視による確認が困難な材料の有無及び場所

2　解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

計画届の対象拡大（労働安全衛生規則の改正）

■ **<u>以下の仕事について、新たに労働安全衛生法第88条第３項に基づく計画届の対象</u>**とする。

① 耐火建築物・準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

② 耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物、工作物、船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

③ 建築物、工作物、船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

＜現行＞

	建築物、工作物、船舶	うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の除去	作業届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届

＜改正後＞

	建築物、工作物、船舶	うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の除去	計画届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届

解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設

■ **<u>以下のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子届により、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出</u>**なければならないこととする。※紙での届出も可

＜届出が必要な工事＞

① 解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事
② 請負金額が100万円以上である特定の工作物の解体工事
③ 請負金額が100万円以上である建築物又は特定の工作物の改修工事

＜届出事項＞ ※紙で届け出る場合の届出イメージは次ページのとおり

- 事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要、調査終了日
- 工事の実施期間
- 上記①の工事の場合は床面積の合計、上記②又は③の工事の場合は請負代金の額
- 建築物、工作物又は船舶の構造、調査部分、調査方法、石綿等の使用の有無（無の場合の判断根拠）の概要
- 調査を行った者の氏名・証明書類の概要（建築物の場合に限る）
- 石綿作業主任者の氏名（石綿等が使用されている場合に限る）

＜留意事項＞

- 解体工事又は改修工事を、同一の事業者が２以上の契約に分割して請け負う場合は、これを１の契約で請け負ったものとみなして適用することとする。
- 同一工事を複数事業者が請け負っている場合は、元請事業者がまとめて届け出なければならないこととする。

＜参考（告示事項）＞

届出が必要な特定の工作物（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるもの）は以下のものとする。

- 反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備、焼却設備、煙突、貯蔵設備（穀物を貯蔵用を除く。）
- 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備及び送電設備（ケーブルを含む。）
- トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 軽量盛土保護パネル

事前調査結果等報告（イメージ）

元方事業者に関する事項								
事業者の名称		労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号		
作業場所の住所		工事の名称						
工事の内容		建築物又は工作物の新築工事の着工日	西暦　　年　　月　　日					
建築物又は工作物の構造の概要		解体工事又は改修工事の実施期間	西暦　　年　　月　　日～　　年　　月　　日					
解体作業を行う床面積の合計	m^2	解体又は改修作業の請負金額	円	事前調査の終了年月日	西暦　　年　　月　　日			
事前調査を実施した者（作業対象が建築物の場合に限る。）	氏名		分析による調査を実施した者	氏名		作業に係る石綿作業主任者の氏名		
	講習実施機関の名称			講習実施機関の名称				

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ①目視　②設計図書（④を除く。） ③分析　④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	作業の種類			切断等の作業の有無		作業時の措置 ①負圧隔離、②隔離（負圧なし）、 ③湿潤化、④呼吸用保護具の使用
	有	みなし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
吹付け材	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
保温材	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
煙突断熱材	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
屋根用折版断熱材	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
耐火被覆材（吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第２種を含む。）	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
スレート波板	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□
スレートボード	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□
屋根用化粧スレート	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□
けい酸カルシウム板第１種	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□
押出成形セメント板	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□
パルプセメント板	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□
ビニル床タイル	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□
窯業系サイディング	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□
石膏ボード／ロックウール吸音天井板	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□
その他の材料	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□

3　負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

隔離・漏洩防止措置の強化

■ 吹付石綿、石綿含有保温材等の除去等の作業を行う場合に義務づけられている措置のうち、隔離空間に係る集じん・排気装置の点検や負圧の点検について、以下のとおりとする。

＜集じん・排気装置の点検＞

・集じん・排気装置の**設置場所を変更したときその他集じん・排気装置に変更を加えたときは、排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検**しなければならないこととする。

＜負圧の点検＞

・**作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検**しなければならないこととする。

■ 石綿等に関する知識を有する者が**石綿等の除去が完了したことを確認したあとでなければ、隔離を解いてはならない**こととする。

4　隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

けい酸カルシウム板１種を切断等する場合の措置の新設

■ 石綿含有成形品のうち、**けい酸カルシウム板１種※を切断等の方法により除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならない**こととする。

※ 石綿障害予防規則においては特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めることとし、具体的には告示でけい酸カルシウム板１種を規定する。

仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する場合の措置の新設

■ **石綿を含有する仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならない**こととする。

5　その他の作業に係る措置の強化

石綿含有成形品に対する措置の強化

■ 石綿含有成形品を除去する作業においては、技術上困難なときを除き、**切断等以外の方法により作業を実施しなければならない**こととする。

湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化

■ **石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合について、除じん性能を有する電動工具を用いる等、石綿の発散を抑制する措置を講じるよう努めなければならない**こととする。

6　作業の記録

労働者ごとの作業の記録項目の追加

■ 石綿等の取扱い作業に従事する労働者について、作業に従事しないこととなった日から40年間の保存が義務づけられている記録の項目として、**事前調査の結果の概要及び作業の実施状況の記録の概要を加える**。

作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

■ 石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行ったときは、**作業計画に基づく作業の実施状況を写真等により記録するとともに、従事労働者の氏名、従事期間等を記録し、３年間保存**しなければならないこととする。

7　発注者による配慮

■ 建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行う仕事の**発注者は、当該仕事の請負人による事前調査及び作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるように配慮しなければならない**こととする。

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日